

スマホに「野良アプリ」容認義務 政府の中間報告に懸念の声

政府が示したスマートフォンでの「野良アプリ」容認の方針が波紋を広げている。
スマホで禁止されている「サイドローディング」を許容する義務を挙げた。
正規アプリストア以外からの配信が可能になるが、セキュリティーの懸念もある。

波紋を広げているのは、政府の「デジタル市場競争会議」が2022年4月26日に公表した「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」だ。米アップルや米グーグルがサイドローディングを禁止または抑制していることの弊害を列挙し、対応策の1つとしてサイドローディングを許容する義務を挙げた。正規のアプリストア以外から配信されるアプリは「野良アプリ」とも呼ばれる。

政府の方針に対して一般社団法人「日本スマートフォンセキュリティ協会」の技術部会が2022年7月1日に懸念を表明した。同部会は「サイドローディングを認める場合、いかなるアプリも無審査で配信することが可能となり、利用者の安全性を担保することは極めて難しくなる。また、有料アプリの海賊版が出回ることも予想され、開発者のイノベーションをそぐことにもつながるだろう」と主張する。

現在はiPhoneではサイドローディングは一切認められていない。Androidの場合、初期設定でサイドローディングは無効だ。

政府の中間報告は、アップルとグーグルがアプリストアを独占することによって、アプリストアに支払う手数料が高止まりしているなどの懸念を示した。競争を生み出す策の1つがサイドローディングの許容義務だ。

一方、アップルはサイドローディングを許容すると「アップルのエコシステムが持つプライバシー保護とセキュリティーという利点がたちまち損なわれ、マルウェア攻撃リスクが高まる」（同中間報告）と反論している。

仮にサイドローディングの許容義務などが導入されれば、「iPhoneがiOSを中心に重層的に実現しているセキュリティーを大きく後退させる。ユーザーを深刻なセキュリティーリスクにさらすため反対だ」（サイバーセキュリティーに詳しい山岡裕明弁護士）。

ただし「サイドローディングに規制を導入するかしないかも含めて何も決まっていない。セキュリティーに関する論点は非常に重要だと認識してい

る」と内閣官房デジタル市場競争本部事務局の亀井明紀内閣参事官は話す。

欧州連合（EU）が2022年3月に合意した「デジタル市場法（DMA）」はスマホのアプリ配信や決済などについて市場の外部開放を義務付けた。米国議会では超党派の議員が「オープンアプリ市場法案」を提出した。ユーザーが第三者のアプリストアなどをデフォルトとして選択しやすくすることを義務付ける条項がある。

デジタル市場競争会議ワーキンググループの委員を務める伊永大輔東京都立大学教授は「諸外国で設けている規制への対応が日本でも実現されるように積極的なルール設定に取り組むべきだ」と語る。（外函 祐理子）

競争促進か、セキュリティー保護か

図 サイドローディングを通る論点

